

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁
石垣市福祉事務所長
知念 修

平成 27 年 12 月 28 日付で提起された生活保護法（以下「法」という。）に基づく生活保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

平成 28 年 2 月 12 日

沖縄県知事 翁長 雄志

主 文

生活保護廃止決定処分（平成 27 年 11 月 19 日付け石福福第 1511 - 1 号。以下「本件処分」という。）を取り消す。

理 由

第 1 事案の概要

1 審査請求に至る経緯

- (1) 平成 27 年 9 月 2 日、審査請求人は、処分庁配下職員に対する暴行容疑で逮捕された。
- (2) 平成 27 年 11 月 19 日、審査請求人は、地方裁判から懲役六ヶ月の判決を受けた（以下「地裁判決」という。）。
- (3) 処分庁は、審査請求人の執行猶予（平成 26 年判決。懲役 8 ヶ月、執行猶予 3 年。）が取り消されるものと判断し、地裁判決と併せ 6 ヶ月以上服役することになり、6 ヶ月を超えて保護を要しない状態となるた

め「服役期間6ヶ月以上により保護廃止」との理由を附記し本件処分を行った。

- (4) 平成27年12月28日、審査請求人はこの処分を不服とし、処分の取消しを求めて審査請求を行った。

2 審査請求人の主張

- (1) 平成27年11月19日付け地裁判決について、高等裁判所に対し控訴中であって未だ刑は確定していないから、服役期間6ヶ月以上というのは誤りであること。
- (2) 地裁判決について、未決勾留期間20日が含まれるため、服役期間は6ヶ月から20日を差し引いた期間となり、服役期間6ヶ月以上というのは誤りであること。

3 処分庁の主張

- (1) 地裁判決を受けて、執行猶予が取り消されることを地検担当者に確認した。これにより、審査請求人の服役期間が6ヶ月を超えることが地裁判決により確定したと判断した。
- (2) 警察署に勾留、拘束された場合は刑事行政の一環として措置されるべきものであるから、最低生活費の計上は必要ないとされ、また、法第26条において、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

第2 本件に係る法令等

(1) 法第26条

保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

(2) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年厚生省社会局保護課長通知）第10

問12 法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なう場合の取扱いの基準を示されたい。

答 被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。

- 1 保護を停止すべき場合 省略
- 2 保護を廃止すべき場合

(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。

(2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね 6 か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の前々月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行なうことなく、保護を要しなくなった日から前々月までの間にかかる保護の費用について、法第 63 条又は法第 78 条の規定により費用を徴収することとし、前月の初日をもって保護の停廃止を行なうこと。

(3) 刑法第 26 条

次に掲げる場合においては、刑の執行猶予の言渡しを取り消さなければならない。ただし、第 3 号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第 25 条第 1 項第 2 号に掲げる者であるとき、又は次条第 3 号に該当するときは、この限りでない。

1 猶予の期間内に更に罪を犯して禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しが無いとき。

2 猶予の言渡し前に犯した他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しが無いとき。

3 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられたことが発覚したとき。

(4) 刑事訴訟法第 349 条第 1 項

刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき場合には、検察官は、刑の言渡しを受けた者の現在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に対しその請求をしなければならない。

(5) 刑事訴訟法第 349 条の 2 第 1 項

前条の請求があつたときは、裁判所は、猶予の言渡しを受けた者又はその代理人の意見を聴いて決定をしなければならない。

(6) 刑事訴訟法第 471 条

裁判は、この法律に特別の定のある場合を除いては、確定した後これを執行する。

第 3 本件処分について

(1) 法は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに保護の

停止又は廃止を決定しなければならないとしている（「第2の（1）」）。この場合、保護の廃止を行う場合の基準について、実施要領では、収入や最低生活費の変化によりおおむね6ヶ月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められる時としている（「第2の（2）」）。

処分庁は、服役中は最低生活費の計上を要しないこと、服役期間が6ヶ月を超えると判断されることから、おおむね6ヶ月を超えて保護を要しない状態が継続すると認定し、審査請求人の保護を廃止している。

本件処分について、審査請求人が、おおむね6ヶ月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるかどうか検討する。

刑の執行については一般に、全ての裁判手続が終了したのちにその後執行されるものであるが（第2の（6）」）、審査請求人は、高等裁判所へ控訴中であるとのことであるから、未だその裁判手続は進行中であると認められ、未だ刑は確定していないと考えられる。よって、処分庁が、「服役期間6ヶ月以上により保護廃止」との理由により行った本件処分は不当である。

また、処分庁は地検担当者への確認を基に執行猶予が取り消されたと判断しているが、執行猶予の取消は、執行猶予中に、禁錮以上の刑に処せられ、その刑について執行猶予の言渡しがないうちに自動的になされるものではなく（「第2の（3）」）、所要の手続を経た上で裁判所が決定するものである（「第2の（4）」及び「第2の（5）」）。本件についてみるに、審査請求人の執行猶予の取消について、裁判所の決定があったとはみとめられないから、未だその執行猶予は取り消されていないと取り扱うことが適当であって、執行猶予が取り消されたことを前提とした本件処分は不当である。

(2) その他、本件処分における違法不当の有無の検討を要する点はない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。